

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の制定に対する意見募集の結果について

平成29年2月20日
資源エネルギー庁
資源・燃料部石油流通課

平成28年12月27日（火）付けで「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の制定に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今回、御意見等をお寄せいただいた方々におかれましては、御協力をいただき誠にありがとうございました。

1. 意見募集の実施期間等

- (1) 募集期間：平成28年12月27日（火）～平成29年1月31日（火）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び経済産業省ホームページへの掲載
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール、郵送、
FAX

2. 募集結果

- (1) 御意見等の件数
43件（126事項）
- (2) 御意見等の概要とそれに対する考え方
別紙のとおり

3. 本件に関する問合せ先

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課（LPガス担当）
電話：03-3501-1320

いただいた御意見等に対する考え方

1. 全体に関して

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
1-1	施行期日	<p>「液石法施行規則の一部改正」及び「液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正」の施行が平成29年4月1日、「取引適正化指針」の施行が平成29年2月中とされているが、LPガス販売事業者の準備期間が1・2か月しかなく時間的余裕がないため、施行時期を再検討してほしい。</p> <p>【消費者団体、事業者団体】</p>	<p>液化石油ガス販売事業者における準備期間を確保するため、いただいた御意見を踏まえて、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律成功規則の一部を改正する省令」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準の一部改正」については、その施行期日を次のとおり変更することとします。</p> <p>(変更前) 平成29年4月1日 (変更後) 平成29年6月1日</p> <p>なお、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」については、原案どおり、制定と同時に施行します。</p>
1-2		<p>一部のLPガス販売事業者の問題が法規制により全事業者に波及すること、過去から都市ガス事業者に対する法規制よりもLPガス事業者に対する法規制が厳しいことを疑問に思う。日本のLPガス事業者は、現行でも世界一厳しい法規制の中で、LPガス販売事業を営んでいるものと思われる。省令改正に関して意見はありませんが、通達等で余りにも詳細な部分まで規制されているように感じる。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>LPガスとの取引を巡っては、従前より、一般消費者等から多くの苦情が寄せられており、また、液化石油ガスの供給の切替えに係る販売事業者間のトラブルの発生などが後を絶ちません。このため、国としては、一般消費者等の保護の充実を図り、一般消費者等が安心してLPガスの供給を受けられる環境を整備するとともに、液化石油ガス販売事業者の健全な発展できるよう、必要な措置を講じているものです。</p>
1-3	その他	<p>家庭用エネルギーは、公共性の高い生活必需品である。これまで、政府は消費者(需要家)利益をひとつの大きな目的として、電気・都市ガスの全面的に自由化を進めてきたが、そうである以上、家庭用エネルギーの料金動向全体を正確に把握・分析し、監視していくことが政府の責任と考える。今後の各エネルギーシステムの見直しを検討していく際にも、消費者段階での情報は必要である。政府として全国規模の消費者モニター調査制度をつくり、監視と今後の制度改善に活かしていくことを要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、資源エネルギー庁では、民間の調査会社(平成28年度は一般財団法人エネルギー経済研究所石油情報センター)に委託して、全国のLPガス料金を調査し、各都道府県・各地域別の平均価格等を公表しています。</p> <p>今後とも引き続き本調査を実施し、一般消費者等にLPガス料金に係る情報を提供していく所存です。</p>
1-4		<p>今回の「液石法施行規則等の一部改正(案)」及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(案)」の内容を支持する。消費者の立場から、この内容が後退することがないよう、強く要望する。</p> <p>家庭用LPガスにおける料金透明化、取引適正化などをめぐって、様々な問題が指摘されてきた中、これまで消費者団体から強く要望してきた国によるLPガス小売営業における指針(ガイドライン)が提案されたことは、画期的なことである。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望してきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できる。</p> <p>とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第14条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要である」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現が後退しないことを強く要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	

2.「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則を一部改正する省令案」に関して

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
2-1		<p>LPガスと他サービスとのセット割引販売時のLPガス料金の透明化を図るため、省令第16条第15号の2の後に、次のような条文を入れるべきではないか。</p> <p>(例) 十五の三 他の物品役務等と合算した割引料金等を適応して液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、その料金の内訳についての算定根拠を遅滞なく一般消費者等に通知すること。</p> <p>【個人】</p>	<p>LPガスと他の商品又はサービスをあわせて販売する場合でも、一般消費者等にLPガスの料金を請求するときには、省令第16条第15号の2に基づき、請求書等の書面にLPガス料金の算定根拠を記載して通知する必要がありますが、LPガス料金に適用される割引額があれば、当該割引額も算定根拠の一つとして書面に記載する必要があります。</p> <p>しかしながら、割引額が、LPガスの料金と他の商品又はサービスの料金の合計額に対して適用される場合など、LPガスの料金に適用される割引額と、他の商品又はサービスの料金に適用される割引額とを区分することができないケースもあると考えられ、これを常に明示させることは、事業者による自由な商品開発の妨げになると考えられることから、御意見でいただいたような条文を追加することは困難と考えます。</p> <p>なお、上記ケースの場合、一般消費者等にLPガス料金を請求をするときには、省令第16条第15号の2に基づき、請求書等の書面にLPガス料金の算定根拠及び金額を記載したうえで、他の商品又はサービスの料金との合計額及び適用される割引額を記載することが考えられます。</p>
2-2	第16条第15号の2	<p>LPガス販売事業者を変更する際に、現時点での供給設備を所有する事業者による撤去、新規契約先の事業者による供給設備の設置において、一般消費者を巻き込んだトラブルに発展することがあり得ることから、「解約の申し出」と「新規契約の申し出」に関する対応・契約手続きについては、「新規契約先の事業者」に一本化することを要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
2-3		<p>賛成する。</p> <p>LPガスの料金等については、契約締結時の交付書面の記載事項とされてはいるが(液石法第14条第1項6号、同法施行規則第13条第5ないし8号)、長期間にわたることも少なくない継続的な取引であり、毎回の請求書等においても、請求金額の算定根拠を分かりやすく記載すべきである。</p> <p>LPガス料金は自由料金であるが、現状は消費者への情報開示は不十分で消費者がLPガス販売会社の料金やサービスを比較し選択できる状況にはなっていない。消費者の知る権利と選択の自由を保障するうえで、請求額の算定根拠を通知することは重要である。</p> <p>【消費者団体】</p>	

3. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準の一部改正案」に関して

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
3-1	第13条 (書面の記載事項)関係 1.	<p>「なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額と算定方法について記載する必要がある。(以下略)」とされているが、例えばガス給湯器を購入・設置したお客様に割引料金を適用する場合などを指しているのか。どのようなケースを想定しているのか、またどのように記載をするのか具体的な示してほしい。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>ガス給湯器以外にも、例えば、電気や灯油等の他のエネルギーや飲料水等の他の商品・サービスなど、LPガス販売事業者の創意工夫により、LPガスと様々な商品・サービスとの組み合わせ(セット)販売が行われていると考えられます。</p> <p>今回、「液石法の運用・解釈通達」の一部改正においては、こうしたセット販売の場合であっても、液石法第14条に基づき一般消費者等に交付する書面(14条書面)には、LPガス料金の算定方法を記載する必要があることを明確化したものです。</p> <p>また、この場合のLPガス料金の算定方法の記載方法としては、例えば、LPガス料金が基本料金と従量料金で構成されており、他の商品・サービスとのセット販売によりLPガス料金を割引額が適用される場合には、「料金=(基本料金+従量料金×使用量)ー割引額」等と記載することが考えられます。</p> <p>なお、LPガス料金の算定方法は、個々の液化石油ガス販売事業者によって異なると思われるので、自身の算定方法に従って適切に記載していただく必要がありますが、割引額がLPガス料金と他の商品・サービスの料金との合計額に適用され、LPガス料金への割引額の配分金額を明示することができない場合には、当該配分金額を記載する必要はありません。</p> <p>また、上記なお書きの趣旨を「液石法の運用・解釈通達」において明確化するため、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部)</p> <p>第13条(書面の記載事項)関係 1.(略) なお、液化石油ガスと他の商品や役務をセットにして販売する場合でも、液化石油ガス料金の額の算定方法について記載する必要がある。ただし、この場合において、<u>セット販売による割引が液化石油ガスの料金と他の商品や役務の料金との合計額に適用されるなど、割引額の液化石油ガス料金への配分金額を明示することができないときは、これを記載する必要まではない。</u></p>
3-2		<p>「ただし、この場合において、セット割引等の液化石油ガス料金への配分金額については、これを記載する必要までない。」とあるが、料金価格透明化のための改正なのになぜ不透明化を進めるただし書きをわざわざ追加するのか根拠が無く、取引適正化指針に明確に反するため、当該部分の全削除を要望する。</p> <p>【個人】</p>	<p>LPガスと他の商品・サービスを組み合わせ販売する際に割引額が適用されるケースで、LPガス料金に割引額が適用される場合には、「価格の算定方法」等に明記される必要があります。</p> <p>一方、割引額がLPガス料金と他の商品・サービスの料金との合計額に対して適用される場合など、LPガスの料金に適用される割引額と、他の商品・サービスの料金に適用される割引額とを区分することができないケースも考えられ、これを常に明示させることは、液化石油ガス販売事業者による自由な商品開発の妨げになると考えられます。このようなケースの場合には、LPガス料金への割引額を記載する必要はないこととしています。</p>
3-3		<p>「賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。」とあるが、「算定の基礎となる項目についての内容の説明」において、「基本料金・従量料金(場合により、その他の設備の利用料等)等にはどのような費用が含まれるか(例えば、基本料金には、ポンペ・メーター等の固定費を回収するものである等)についての簡明な記載のこと。」とある。このため、賃貸集合住宅等における空調設備等の建物に付随する設備に係る費用を基本料金に含めて請求している場合でも、個々の設備名を記載しないことが考えられる。</p> <p>このため、基本料金は供給設備償却、点検調査費用等、通常の貸与がない料金とすることを規定して、貸与物については別途記載することとする必要がある。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>液化石油ガスの料金透明化を図る観点から、いただいた御意見を踏まえ、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部)</p> <p>第13条(書面の記載事項)関係 1.(略)</p> <p>なお、例えば賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。</p> <p>「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金(場合により、その他の設備の利用料等)等にはどのような費用が含まれるか(例えば、基本料金には、ポンペ・メーター等の固定費を回収するものである等)についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、<u>どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額(合計額)を記載すること。</u></p>

番号	該当部分	御意見等の内容 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
3-4		賃貸住宅(戸建て住宅および集合住宅)の場合、ガス供給契約の締結に関して、家主はどのように関与する権限と責任があるのか明確にしてほしい。 【個人】	賃貸型住宅においては、一般的に、当該集合住宅を所有する者(又は当該所有者から当該集合住宅の管理を委託された者)が、当該集合住宅にLPガスを供給する事業者を選択し、当該事業者との間でLPガスの供給に係る契約を締結しています。 ただし、賃貸型集合住宅において、当該集合住宅を所有する者(又は当該所有者から当該集合住宅の管理を委託された者)が、LPガスを供給する事業者を変更する場合には、過去の判例にもあり、当該集合住宅の入居者の同意を得ることが必要になります。
3-5		賃貸型集合住宅では、液化石油ガス販売事業者が設置したエアコンやモニター付きインターホンの設置費用を、何の説明のないまま入居者に負担させ、高額なガス料金を請求しているとの実態があるが、これはおかしいのではないかと。 【個人】	液化石油ガス販売事業者は、自身が費用を負担して設置したエアコン等の設置費用を、当該集合住宅の入居者からLPガス料金に含めて徴収していることがあると聞いています。液化石油ガス販売事業者と賃貸型集合住宅の所有者等との契約は自由契約であり、またLPガス料金も自由料金であるため、これらの行為が直ちに不適正であると一概には言えません。 しかしながら、賃貸型集合住宅の入居者が、自身が支払うLPガス料金がどのように算定されるのかわからないまま、LPガス料金を支払うことは好ましくありません。 このため、今回、「液石法の運用・解釈通達」の一部を改正し、液化石油ガス販売事業者が自己の費用負担で設置したエアコン等の設置費用をLPガス料金に含めて入居者に請求する場合には、液石法第14条に基づき交付する書面(14条書面)にその旨を記載する必要があることを明確化することで、入居者に対しLPガス料金の算定がどのように行われているのかを適切に示すよう措置することとしました。また、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」において、一般消費者等に14条書面を交付するときに、LPガス料金の算定方法等について説明することが求められています。
3-6	第13条(書面の記載事項)関係	「空調設備等を設置し、その設置費用を液化石油ガス料金に含めて一般消費者に請求する場合には・・・」とあるが、こうした行為を容認することが危惧される。こうした行為は、景品表示法における過大な景品類の提供にあたる可能性が高い。また、権利関係も発生すれば、宅建業法に抵触する可能性もある。 【事業者】	液化石油ガス販売事業者と賃貸型集合住宅の所有者等との契約は自由契約であり、またLPガス料金も自由料金であるため、これらの行為が直ちに不適正であると一概には言えません。 なお、景品表示法や宅建業法に抵触するか否かは、ケース・バイ・ケースで判断されるべきものであり、本通達をもってこれら法令の適用を受けないことになるものではありません。
3-7	1.	液化石油ガス販売事業者の負担により集合住宅に各種設備を設置していても、当該集合住宅における料金が他の顧客の料金と同等以下であれば、集合住宅に設置した各種設備の費用を請求していないということになるのか。この場合、液石法第14条に基づき交付する書面に各種設備の費用を記載しなくてもよいのか。 【不明】	賃貸型集合住宅に設置した各種設備の設置に係る費用の請求の有無は、他の顧客の料金との比較により決まるものではありません。 賃貸型集合住宅等の所有者等と液化石油ガス販売事業者の間で、例えば、集合住宅へのLPガス供給を継続的に行うことを条件とするなどして、液化石油ガス販売事業者が自己の負担で各種設備を設置し、その設置費用をLPガス料金に含めて入居者に請求している事実がある場合には、液石法第14条に基づき交付する書面において、その旨を明確に記載することが必要です。
3-8		一般消費者が自らの意思とは関係なく液化石油ガス販売事業者が設置した機器については、その所有権及びコスト負担の要・不要をより明確に表示すべき。その上で、ガス料金自体とガス機器等の償却額等に相当する「機器の利用料」が、ガス料金に包含され、不可分になっている場合には、その旨を明確にする必要がある。 このため、「なお、(途中省略)第8条に基づき別途記載してもよい。」の部分を以下のように示すことを提案する。 「なお、例えば一般家庭・賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、調理機器、給湯設備、空調設備その他建物に付帯する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「料金の選定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、所有権者を明確に示し、費用負担の有無並び金額について、第8条に基づき別途記載してもよい。」 【事業者】	御指摘の調理器機等の消費設備の所有関係(消費設備の所有権は液化石油ガス販売事業者が有しているのか、一般消費者等が有しているのか)や、液化石油ガス販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の一般消費者等が支払う費用の額等については、現行の液石法施行規則第13条第6号及び同条第8号に基づき、液石法第14条に基づき一般消費者等に交付する書面において明確に記載することが定められています。

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
3-9		<p>今回の「液石法施行規則、液石法施行規則の運用・解釈通達の一部改正」において、多くの販売事業者が14条書面を改訂することが考えられるが、その際に書面の変更部分の再交付は必要となるか。</p> <p>再交付が必要であるならば、「平成9年通商産業省省令11号」の公布時と同様に猶予期間を設けていただきたい。</p> <p>また、書面の再交付をする場合、再交付する書面の日付はいつの日付にすればよいのか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>今回の「液石法施行規則の運用・解釈通達」の一部改正により、賃貸型集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者が自己の費用負担により、エアコン等の設備等を設置し、その設置費用をLPガス料金に含めて請求する場合には、その旨を液石法第14条に基づき交付する書面(14条書面)において明確化することとした。</p> <p>この措置は、今回の「液石法の運用・解釈通達」の一部改正が施行される日以降に、新たに14条書面を交付する場合に適用されるものであり、施行前に既に交付されている14条書面の再交付を行うことまでは求めていません。</p> <p>ただし、賃貸型集合住宅等の入居者からのLPガス料金に関する問合せに対しては、施行日前に交付したものであっても、液化石油ガス販売事業者は「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」に基づき、適切に回答する必要があります。</p>
3-10		<p>賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により設置した消費設備等の使用料については、液石法で対応すべき内容ではなく、別途賃貸借契約とすべきと考える。</p> <p>【地方自治体】</p>	<p>いただいた御意見の内容は、現行の液石法で対応できるものではないため、今後の参考とさせていただきます。</p>
3-11	第13条(書面の記載事項)関係1.	<p>賃貸型集合住宅においては、貸主の要請や業界の慣習により、給湯器や配管工事をガス会社の負担で設置し、その分を料金に含めているケースがある。これによって、同じエリアでも一戸建てと集合住宅とでは料金に差が出ている。</p> <p>賃貸契約時において、LPガスの事業者名や料金などが明示されていないため、家賃の安い賃貸住宅を選択しても、家賃にLPガス料金を加えると、結果として家賃の高い賃貸住宅よりも費用が高くなっていくケースもあり得る。また、賃貸型集合住宅の利用者は、自らの意思でLPガス業者を変更したり、都市ガスやオール電化に変更することはできない。</p> <p>このため、消費者が適切な選択ができるように、賃貸借契約における「重要事項説明」への「LPガスの事業者名」の記載とLPガス料金表の提示を要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見の内容は、現行の液石法で対応できるものではないため、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、昨年4月の国土交通省の要請により、賃貸型集合住宅への入居を仲介している不動産仲介業者は、入居予定者に当該集合住宅にLPガスを供給しているLPガス販売事業者名とその連絡先を伝えるようになったことにより、入居予定者が賃貸借契約を締結する前にLPガス販売業者にLPガス料金の照会を行うことができる環境を整備しました。また、LPガス販売事業者に対しても、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」において、集合住宅の入居者からLPガス料金の照会があった場合には適切に対応する必要があることを明示しています。</p>
3-12		<p>LPガス販売事業者が賃貸型集合住宅等で自己の費用負担により給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、その設置費用をLPガス料金に含めて消費者に請求する場合、LPガスの配管やLPガス関連機器(LPガスストーブ・給湯器・LPガスレンジ)等の賃貸料やリース料以外に、LPガスの供給とは無関係な設備(エアコン・インターフォン・テレビ)等の設置費用まで含まれている事例が散見される。このような設備等の設置費用は、賃貸人が負担して賃料に反映されるべきものであると考える。それをLPガス販売事業者が負担しLPガス料金に含めて消費者に請求することは、消費者が賃料が安いと思って入居したにもかかわらず、実際はLPガス料金の一部として上記設備等の設置費用を支払われることになり、消費者が賃料やLPガス料金を評価する妨げとなっている。当面の改善策として、三部料金制の徹底を前提として改正案に賛成するものの、不動産取引に係る重要説明事項として説明の義務化や、このような慣習そのものに対する規制が必要と考える。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>上記(3-11)を御確認ください。</p>

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
3-13		<p>「第15号の2に基づき、…消費設備に係る費用の額を記載すること。」とあるが、都市ガスに係る「ガスの小売営業に関する指針(案)」には、「ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記」に関する記載があるものの、基本料金と従量料金を区分するよう記載されていない。</p> <p>LPガス販売事業者のみに基本料金と従量料金を区分した請求書を発行するよう規制するのはどうかと思う。</p> <p>また、多くの販売事業者は販売価格の改定時に基本料金と従量料金を区分した料金表を交付している。請求書のシステムによっては、基本料金と従量料金を区分するのに、システムの改良を要することもあり、小規模販売店では、システムの改良費用の負担が大きく、LPガス料金の負担が増えるものと思われる。</p> <p>以上のことから、販売価格の改定時に基本料金と従量料金を区分した料金表を交付している場合、一般的に基本料金に含まれる供給設備以外の工事費等の費用負担がある場合のみ、請求書等に算定根拠の内訳を記載し通知する程度、又は細かな記載に関しては『望ましい』程度の記載にしてほしい。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>消費者に商品やサービスを販売したときに、消費者が支払う料金が適正なものであるかどうかを判断するため、その算定根拠を示すことはごく当然のことであると考えます。また、総合資源エネルギー調査会「液化石油ガス流通ワーキンググループ」などにおいても、液化石油ガス販売事業者に対して、改善を求める声が上がっています。</p> <p>あらかじめ消費者に、基本料金や従量料金を区分した料金表を交付していても、請求料金の算定根拠を示さなければ、消費者は請求料金が適正なものであるかどうかを判断することはできません。</p> <p>なお、小売自由化後の都市ガスにおいても、「ガスの小売営業に関する指針」において、料金請求の根拠となるガス使用量等の情報を需要家に示さないことは「問題となる行為」とされています。</p>
3-14		<p>「一般消費者等に…書面以外の方法により通知する…」とあるが、書面以外の通知方法とは具体的に何があるのか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>書面以外の方法としては、電子メールやインターネットのウェブサイトを活用する方法などが考えられます。</p>
3-15	第16条(販売の方法の基準)2.	<p>賛成する。</p> <p>LPガスの料金等については、契約締結時の交付書面の記載事項とされてはいるが(液石法第14条第1項6号、同法施行規則第13条第5ないし8号)、長期間にわたることも少なくない継続的な取引であり、毎回の請求書等においても、請求金額の算定根拠を分かりやすく記載すべきである。</p> <p>しかし、規則を変えても中小零細企業が多いLPガス販売業者に、通知する手段や請求書発行のシステムがすぐつくれるわけではないので、LPガス協会や行政が支援する必要があるのではないかと。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>今般の「液石法施行規則等の一部改正」や「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の内容について、全国各地で説明会を実施するとともに、LPガス業界団体とも協力して、液化石油ガス販売事業者に対する周知徹底を図ることとしています。</p>
3-16		<p>「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続きのために必要な期間等を総合的に勘案し…」とあるが、「総合的に勘案」とは誰が行うのか。</p> <p>旧販売事業者、新販売事業者、一般消費者等とともに総合的に勘案できる立場のものはいないと思われ、液化石油ガス販売事業者登録行政庁が行うべきと考えるが、現行ではそうされてはいない。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>液石法を所管する経済産業省において、過去のトラブル事例や裁判の判例を踏まえて判断したものです。</p> <p>なお、ここでいう「相当期間」については、現行の「液石法施行規則の運用・解釈通達」において、原則として一週間を基準とすることとされています。</p>
3-17		<p>「ただし、供給設備を所有する…総合的に勘案して個別に判断することとなる。」とあるが、この判断は誰が行うのか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>液石法を所管する経済産業省(資源エネルギー庁及び経済産業局)と都道府県において、個別のケースごとに判断することとしています。</p>
3-18		<p>「ただし、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者において、第16号のただし書きに定める事項に該当する事由がある場合には、第15号の3中の「相当期間」は、上記基準にかかわらず、設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等を総合的に勘案して個別に判断することとなる。」とあるが、これでは、供給設備を所有する販売事業者から具体的な期日が示されず長期化し、一般消費者等とトラブルになることが考えられる。</p> <p>このため、「相当期間」について具体的な期間を示してはどうか。</p> <p>【地方自治体】</p>	<p>設置されている供給設備の規模や設置状況、一般消費者等による料金の精算状況等は、個別のケースごとに異なると考えられることから、期間を一律に示すことは困難と考えます。</p>

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
3-19		<p>「したがって、(途中省略)第15号の3の規定に違反することとなる。なお、(途中省略)液化石油ガス販売事業者間で十分な調整を行うことが必要である。」とあるが、こうした規定がなくても他の所有物(供給設備)を同意もなく勝手に撤去することは自力救済の禁止の原則により撤去してはいけません。</p> <p>逆に改正前の液石法施行規則16条15の2号によると「1週間を経過すれば第三者が撤去することができる」と読み取れるので、同号そのものを改正する必要があるのではないか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>他の液化石油ガス販売事業者が所有する供給設備を、当該事業者の同意なく一方的に撤去することは、民法上の自力救済の禁止に当たることが考えられますが、その判断は裁判所が行うこととなります。</p> <p>また、液石法施行規則第16条第15号の2(改正後は第15号の3)の規定は、一般消費者等に新たにLPガスを供給することとなる液化石油ガス販売事業者に対して、他の液化石油ガス販売事業者が所有し設置している供給設備を相当期間撤去してはならないことを定めているものであり、「液石法施行規則の運用・解釈通達」において、相当期間の考え方として原則として一週間とされています。しかしながら、当該規定は、相当期間を経過したことをもって、新たにLPガスを供給することとなる液化石油ガス販売事業者に対して、他の液化石油ガス販売事業者が所有し設置している供給設備を無断で撤去できる権利を付与するものではありません。</p>
3-20	第16条(販売の方法の基準)2.	<p>「なお、自らの判断により・・・供給設備の撤去については、液化石油ガス販売事業者間で事前に十分な調整を行うことが必要である。」とあるが、調整がうまくいかなかった場合はどのようにすればよいのか。また、新たに公的な調停機関を設ける予定があるのか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>供給設備を設置している液化石油ガス販売事業者が「相当期間」である原則一週間を経過したにもかかわらず、供給設備を撤去しない場合で、当該液化石油ガス販売事業者に液石法施行規則第16条第16号のただし書に該当する事由がないと思われる場合には、液石法を所管する経済産業省(資源エネルギー庁及び経済産業局)や都道府県に個別に御相談していただくか、裁判所に供給設備の撤去に係る申立てを行うことも可能であると考えます。</p> <p>なお、新たに公的な調停機関を設置する予定はありません。</p>
3-21		<p>賛成する。</p> <p>LPガス取引に関しては、消費者が購入先を変更しようとする際のトラブルに関する苦情も聞かれるところであり、今回の改正案により液石法施行規則の解釈が明確されることで、そうしたトラブルを防止し、消費者にとって購入先を変更しやすくなる効果が、一定程度期待できる。</p> <p>【消費者団体】</p>	

4. 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針案」に関して

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-1		「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の略称を、「LPガス小売営業ガイドライン」としていただきたい。 【事業者団体】	いただいた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
4-2		指針では「〇〇〇〇する必要がある。」と多数の事項がLPガス販売事業者に求められているが、これらの事項は強制なのか、推奨なのか。 また、強制である場合、指針に従わない者に対する罰則はあるのか。 【事業者団体】	本指針は、法令に基づくものではないことから、本指針を遵守していない液化石油ガス販売事業者に対して、法令に基づく罰則等の適用がなされるものではありません。 本指針は、取引の公正性・透明性の確保を目的とした行政指導であり、本指針で示した内容は、「1. 目的」にも記載されているとおり、一般消費者等から寄せられている様々な問題指摘を踏まえ、LPガスが今後とも一般消費者等から選択されるエネルギーとなるために、液石法等の関係法令の遵守に加えて、液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項としてまとめたものです。 また、本指針を遵守しない場合には、一般消費者等からの信頼を得ることはできないものと考えており、個々の液化石油ガス販売事業者はもちろん、LPガス業界全体として、本指針で示された事項に真摯に取り組んでいただかなければならないものと考えています。 なお、今後、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、液化石油ガス販売事業者に対する立入検査の機会を通じて、本指針を遵守していないことが確認できた液化石油ガス販売事業者に対しては、本指針を遵守するよう指導することとしています。
4-3		経済産業省においては、今後この指針をどのように運用していく方針なのか。具体的な運用方針を示してほしい。 【事業者団体】	上記(4-2)を御確認ください。
4-4	全般	LPガス販売事業者の媒介・取次ぎ・代理を行っている者に関する苦情が寄せられていることから、都市ガスと同様に、これらの者も指針の対象とすべきではないか。 【事業者団体】	御指摘のあった、「媒介」とは、他人(液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等)の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為(液化石油ガス販売契約)の成立に尽力する事実行為を指し、「代理」とは、他人(液化石油ガス販売事業者)の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示を指すものです。 このため、仮に本指針(案)で示した事項を、液化石油ガス販売事業者の「媒介」又は「代理」を行っている者が実施していたとしても、それらは全て液化石油ガス販売事業者の名において行われるものであり、その責任は液化石油ガス販売事業者が負うこととなります。したがって、現時点において、液化石油ガス販売事業者の「媒介」又は「代理」を行う者を本指針の対象とする必要はないと考えます。 また、「取次ぎ」とは、自己の名で、他人(液化石油ガス販売事業者)の計算において、法律行為(液化石油ガス販売契約)をすることを指すものです。 このため、液化石油ガス販売事業者の「取次ぎ」を行う者は、自己の名で一般消費者等と液化石油ガス販売契約の締結を行う者であり、液石法に定める液化石油ガス販売業者に該当することから、本指針の対象となります。
4-5		小売供給契約の解除手続きについて、液石法ではLPガスからLPガスへの切替手続きしか想定していないが、エネルギー小売自由化を迎えるに当たっては不十分と考えられるため、指針において供給(販売)契約の解除手続き等の適正化の項を追加していただきたい。 【事業者団体】	いただいた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。
4-6		消費者団体のアンケート調査結果によれば、検針票などに記載している項目のうち、合計金額の内訳にあたる基本料金、従量料金を記載している事業者はまだ多くなく、消費者が支払っている料金の内容が不透明であり、消費者に支払っている料金の内容を明確に伝える必要がある。このため、消費者が支払っている料金の透明性を確保するため、請求書等に料金明細(基本料金・従量料金の別など)を記載することを義務化するか、指針において規定してほしい。 【消費者団体】	今般、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の第16条(販売の方法の基準)を改正し、液化石油ガス販売事業者が一般消費者等に液化石油ガス料金を請求する際には、その算定根拠を通知することを義務化することとしています。

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-7		<p>家庭用LPガスの料金透明化・取引適正化にあたっては、LPガス業界団体が「LPガス販売指針」を出していたにもかかわらず、情報公開や取引適正化が進まず、原油安の状況時にも小売価格が下がらないといった下方硬直性、消費者が販売事業者を変更するにあたり、消費者トラブルになる事例が絶えないなど、様々な問題が続いていた。</p> <p>今回の指針の内容が遵守されず、これらの問題が解消されなければ、より強い措置が必要と考える。指針の中にも「取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消費者等との取引を巡るトラブルの発生状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく」と明記されているが、指針の見直しでは限界がある事態も想定される。そうした際には、液石法の改正を含めたより強い措置をとることを要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>本指針制定後の液化石油ガス販売事業者の取組状況や、一般消費者等からの苦情の発生状況等を踏まえつつ、必要があれば法令に基づく義務とすることも含めて、更なる対応の必要性を検討することとしたいと考えています。</p>
4-8	全般	<p>指針を制定しても、実行するLPガス販売事業者にそのスキルが備わっていなければ、「絵に描いた餅」であり、かえって現場と消費者の混乱と零細事業者の淘汰等々に繋がりがかねない。このため、零細LPガス販売事業者のホームページ作成や料金体系・請求書発行システム構築のサポートを行政・LPガス協会等で具体化することを要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見の内容は、今回の意見募集の対象となるものではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、一般の「液石法施行規則等の一部改正」や「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の内容について、全国各地で説明会を実施するとともに、LPガス業界団体とも協力して、液化石油ガス販売事業者に対する周知徹底を図ることとしています。</p>
4-9		<p>家庭用LPガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要がある。今回、資源エネルギー庁が全国のLPガス販売事業者(約2万社)を対象とした標準的料金公表の状況等の調査を実施することは高く評価するが、その調査結果を可能な限り具体的に公表するとともに、引き続き、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望する。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>今回実施している液化石油ガス販売事業者による標準的な料金メニュー等の公表状況調査については、その結果を公表するとともに、今度とも実態調査を行うことでフォローしていくこととしています。</p> <p>また、液化石油ガス販売事業者による液石法や指針の遵守状況については、一般消費者等から寄せられる苦情・相談や、国等が実施する各種調査、液化石油ガス販売事業者に対する立入検査の機会を通じて、把握していくこととしています。</p>
4-10		<p>「標準的な料金メニュー」の公表・公開ではなく、実態に即したのものとして、最も多くの一般消費者等に適用している「適用割合の最も高い料金表」を示すよう、公開の基準自体を改める方がより実態に近いものになると考える。</p> <p>複数の料金メニューを有していたとしても、全顧客中で最も多くの顧客に実際に適用している料金表をその「適用割合＝適用率」と共に示すことで、当該事業者の料金の傾向が把握し易くなる。</p> <p>【事業者】</p>	<p>自身が使用している料金体系の中でどれを標準的な料金メニューとして公表するかは、個々の液化石油ガス販売事業者の判断に委ねるべきと考えていますが、実態と乖離した料金メニュー等を公表することは、景品表示法上も問題があると考えています。</p> <p>なお、御指摘があった「適用割合の最も高い料金表」も標準的な料金メニューの一つの考え方であると考えます。</p>
4-11	3. (1) 標準的な料金メニュー等の公表	<p>標準的な料金メニュー等を公表することの目的は、①さらなるLPガス料金全体の低廉化、②各液化石油ガス販売事業者による料金体系の集約化、にあると考えるが、その目的を達成するためには、公表された料金の形骸化を防止することが必要であるため、公表した料金以外で販売した場合の罰則を設けるべき。</p> <p>さらに、ブローカーサイトが乱立し、消費者が正しい情報にアクセスできていない状況を踏まえ、公的機関によるウェブサイトの立ち上げが必要である。</p> <p>【事業者】</p>	<p>LPガスは自由料金であり、本来、一般消費者等は各地域の液化石油ガス販売事業者の中から、料金等を比較考量して事業者を選択することができるはずですが、LPガス料金を公表している事業者はごく僅かであるため、一般消費者等による事業者の選択が制限されている状況にあると考えています。</p> <p>このため、液化石油ガス販売事業者による標準的な料金メニュー等の公表を推進することで、一般消費者等が各事業者の料金水準を比較し、料金水準の適切性を判断できる環境を整備することが必要であると考えています。</p> <p>この観点から、御指摘のように公表料金の形骸化は、本指針の趣旨に沿うものではないとともに、景品表示法上も問題となり得るものと考えますが、他方で、公表料金以外で販売することを法令で厳しく規制することなど、政府が過度に介入することは各液化石油ガス販売事業者の自由な経済活動をいわずらに制限することとなり、適切ではないと考えています。</p>
4-12		<p>同様業種のガソリンスタンド事業者などにあつては、ほとんどの販売店では、ホームページへの油料金の掲載・アップがないように思う。ガソリンスタンドと同じように店頭表示のみでいいのではないかと。</p> <p>【不明】</p>	<p>LPガスは、ガソリンや灯油とは異なり、一般的には事業者による訪問販売が主体となっており、一般消費者等がLPガスの販売店舗に足を運ぶことは少ないものと考えられます。</p> <p>このため、不特定多数の一般消費者等が、各液化石油ガス販売事業者の料金情報にいつでもアクセスできるよう、ホームページを有している事業者は、ホームページを活用した情報提供を行うことが必要であると考えます。</p>
4-13		<p>「標準的な料金メニュー等の公表は、・・・自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は見えやすい場所に提示するなどの方法により行う必要がある。」とあるが、HPを有している販売事業者の場合でも標準的な料金メニュー等を店頭へ掲示することでもよいかと。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>指針(案)で示したとおり、自社のホームページを有する液化石油ガス販売事業者は、当該ホームページで標準的な料金メニュー等の公表を行うことが必要です。</p> <p>なお、ホームページで標準的な料金メニュー等を公表したうえで、販売店舗の店頭にも標準的な料金メニュー等を掲示するのであれば問題はありません。</p>

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-14		標準的な料金メニュー等の公表について自社のホームページが無い場合は店頭の見えやすい場所に掲示するとされているが、この場合、店舗内の入口付近に紙で料金メニューを張り出すことや、店頭で料金表を置いて希望者は自由に持ち帰ることができるような措置でよいか。 【事業者団体】	指針(案)では、自社のホームページを有している者はホームページで、自社のホームページを有していない者は、店頭の見えやすい場所に標準的な料金メニュー等を掲示するなどの方法により公表することが必要であるとしていますが、これらの措置は、不特定多数の一般消費者等が同一の料金情報を常に入手できる状態にあると認められる、最も典型的なものと考えられるためです。 御提示のあった店舗の入口付近に標準的な料金メニュー等を紙で貼り出す、店頭で料金表を置いて自由に持ち帰ることができるようにする、といった措置は、不特定多数の一般消費者等が同一の料金情報を常に入手できる状態にあると認められますので、指針で示した典型的な措置をとることができない事情があれば、致し方ない措置であると考えます。
4-15		ホームページを持っていない店舗にあって、FAXdata取り出しシステムにより提供することは可能か。 また、ホームページを持っている店舗であるが、FAXdata取り出しシステムにより提供することは可能か。 【事業者団体】	御質問のあったFAXdata取り出しシステムは、既に契約している一般消費者等が指定された番号にFAXを用いてアクセスすることで、あらかじめ当該システムに登録されている情報をFAXにより入手できるシステムであると理解しています。 標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の一般消費者等が、同一の料金情報を常に入手できる環境を整備するものであることから、当該システムを用いた公表方法では、指針にある標準的な料金メニュー等の公表を行っていることにはなりません。
4-16	3. (1) 標準的な料金メニュー等の公表	「なお、既存の料金体系が多数あることで標準的な料金メニューの公表を行うことができない液化石油ガス販売事業者は・・・、早急(原則1年以内)に・・・」とあるが、いつを起点に標準的な料金メニューの公表を求めているか分からないため、「早急(本指針制定後原則1年以内)に」と修正すべきである。 【地方自治体】	起点を明確化するため、いただいた御意見を踏まえ、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部) (1) 標準的な料金メニュー等の公表 (略) なお、既存の料金体系が多数あることで標準的な料金メニューの公表を行うことができない液化石油ガス販売事業者は、料金体系を集約化するまでの間、一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を選択する際の参考となるよう、平均的な使用量に応じた月額料金例等を公表することでもよいこととするが、この場合、当該事業者は既存の料金体系の集約に努め、早急(本指針制定後原則1年以内)に標準的な料金メニュー等を公表する必要がある。 (略)
4-17		「当該事業者は既存の料金体系の集約に努め」とあるが、LPガスは自由価格であり料金体系が多数あったとしても問題はなく、指針でそれを縛ることに問題はないのか。 集約というのは公表の過程で販売事業者が判断するものであり、指針としては公表を義務付けるだけで良いのではないのか。 100の料金体系を持つ事業者であれば100通りの根拠があるはずで、集約化を求めるのではなく業務用や社員価格等の特殊なものを除いた一般消費者向けの料金体系を適用条件とともに全て公表するような方向が良いのではないのか。 既にホームページで標準的な料金を公表している販売事業者の料金を見ると比較的高めの料金という印象を受けるが、そのような業者でも他社から切替の際にはそれよりはるかに安い料金体系を使用している場合が多い。 このような二重価格ともいえる状況では標準料金の公表だけでは消費者の利益につながると思えない。 他社切替用の料金体系があるのであれば、既存顧客用と他社からの切替顧客用として両方とも公表の方が消費者の利益と公正な競争につながるのではないのか。 【不明】	料金体系が多数あることが直ちに問題であるとは考えていませんが、既存の料金体系が多数あり、これを集約化した上でなければ標準的な料金メニューの公表を行うことができないとする液化石油ガス販売事業者もあることから、指針(案)ではこうした事情に配慮することを示したものです。 いただいた御指摘を踏まえ、上記の趣旨を明確化するため、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部) (1) 標準的な料金メニュー等の公表 (略) なお、既存の料金体系が多数あることにより、これを集約化した上でなければ標準的な料金メニューの公表を行うことができないとする液化石油ガス販売事業者は、料金体系を集約化するまでの間、一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を選択する際の参考となるよう、平均的な使用量に応じた月額料金例等を公表することでもよいこととするが、この場合であっても、当該事業者は既存の料金体系の集約に努め、(以下省略)
4-18		指針(案)の3. (1)の「なお、～」では、多数の料金体系を集約化することを求めています。これらの異なる基本料金を集約することは不透明性が増すことにならないか懸念される。例えば、公表する料金メニューにおいて、「基本料金は◇～△円(入居物件により異なる)」というような表現も容認されるのか。 【地方自治体】	異なる料金体系を集約化することが、直ちにLPガス料金の不透明性につながるは一概には言えませんが、公表する標準的な料金メニューにおいて、例えば「基本料金〇〇円～〇〇円」といったように幅を持たせて公表することでも問題はないと考えます。 ただし、料金に幅を持たせた形で公表する場合には、料金に幅があることについて一般消費者等が不信任を抱かないよう、その理由をあわせて記載することが好ましいと考えます。

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-19		「また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、景品表示法で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。」とあるが、新規顧客への適用料金を標準的な料金メニューとして公表したものの、実際には新規顧客がなく公表した標準料金メニューを適用する機会がない場合には、景表法に違反するおそれがあるのか。 【個人、事業者団体】	景品表示法で禁じる不当表示にあたるかどうかは、景品表示法を所管する行政庁が個々のケースごとに個別に判断するものと考えますが、新規顧客用に用意した料金メニューを標準的な料金メニューとして公表したものの、公表後に新規顧客が獲得できず、当該料金メニューが適用された実績がない場合も、新規顧客を獲得したときに実際に適用されるものであれば、景品表示法で禁じる不当表示には当たらないと考えます。
4-20		今回の指針(ガイドライン)を事業者が遵守することによって、「消費者のLPガス事業に対する不信感の解消」や「消費者とLPガス事業者との間に起こるトラブルをなくす」ことにつながるよう、公表された標準的な料金メニューの算定方法などに、合理性・妥当性があるかどうかについて、調査・監視の実施を要望します。 【消費者団体】	LPガス料金は法令で規制されているものではなく、自由経済市場の中で適切な料金が決定されるべきものであることから、料金の合理性・妥当性について国が関与することはできません。 しかしながら、経済産業省では、液化石油ガス販売事業者による標準的な料金メニュー等の公表状況や、全国各地のLPガス小売価格を調査し公表することで、市場において適切な料金が決定されるよう環境整備を行っています。
4-21	3. (1) 標準的な料金メニュー等の公表	今までごく少数のLPガス販売事業者しか料金メニューの公表が行なわれていなかった実態を考えると、今後、すべての事業者が公表するようになることは、消費者の選択する権利・知る権利がより一層保障されることになる。しかし、その情報(料金メニュー等)の全てが消費者に正しい内容を伝えているかどうか、第三者の目が必要であり、消費者が選択する際の指標が必要となる。 そのためにも、全国・地域での消費者モニター調査の実施および毎月の料金動向の把握・分析・公表を、ガソリン価格等と同様の水準で実施することが必要だと考える。 【消費者団体】	資源エネルギー庁では、民間の調査会社(平成28年度は一般財団法人エネルギー経済研究所石油情報センター)に委託して、全国のLPガス料金を調査し、各都道府県・各地域別の平均価格等を公表しています。 今後も引き続き本調査を実施し、一般消費者等にLPガス料金に係る情報を提供していく所存です。
4-22		賛成する。 標準的な料金メニュー等の公表は、消費者が料金の適切性を判断し、その選択の自由を確保するために重要であり、また、不透明な料金請求を行う事例を淘汰していく上でも有益と考える。 しかし、ホームページや店頭での掲示を認識する手段や機会のない消費者も想定されるところであり、より実効性を高めるためには、消費者とのLPガス販売契約の締結前にも、個別に書面を交付して提示すべきである。 【消費者団体】	LPガスは、一般的に液化石油ガス販売事業者が一般消費者等を訪問し販売契約を締結するといった、いわゆる訪問販売の形態をとっていますが、訪問販売を行う事業者は、一般消費者等から契約の申込みを受けたときに、特定商取引法第4条に基づき、商品の販売価格や役務の対価等を記載した書面を交付することになっています。 また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等とLPガスの販売契約を締結したときに、液石法第14条に基づき、LPガス料金の算定方法や算定の基礎となる項目等を記載した書面を、一般消費者等に交付することになっています。
4-23		「また、実際に適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表された場合には、不当景品類及び不当表示防止法で禁じている不当表示となる恐れがあることに留意が必要である。」について、賛成する。 【消費者団体】	

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-24	3. (2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明	<p>説明事項については液石法第14条に基づき交付する書面(14条書面)で明確化しており、14条書面に一般消費者等による署名・捺印等がなされている場合は、当然内容を把握して署名等がなされたものと解されるため、これに加えて説明を受けた旨の確認書面をとることは、押印義務のない書面への押印を求めるための事業者の負担に比して意義(効果)が少ないと考えらる。</p> <p>また、説明を行った旨の署名をもらった場合であっても、消費者側の事情によりその説明内容や方法の不備等を主張されることもあり、法的効果を伴わない説明受諾に関する書面はそれほどの効果があるとは考えにくい。</p> <p>このため、説明に関する確認書面を求めるのは、事業者と消費者の間でのトラブルが予想される場合や消費者から確認書面を求められた場合等に限定することとしてほしい。</p> <p>なお、14条書面の記載事項の説明を制度化するのであれば、適用対象は制度改正後に14条書面を交付する場合であることを明確にいただきたい。</p> <p>また、都市ガスに係る「ガスの小売営業に関する指針(案)の供給条件の説明の程度及び方法」の中に、「説明」とは、単にガス小売事業者等が説明すべき事項に関する情報を需要家が入手できる状態とする、あるいは需要家に伝達するだけでは不十分であり需要家が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該需要家の理解の形成を図ることが必要である。」と記載されており、都市ガスでは、「読む」ことでも説明としていることから、書面交付後に読んで頂き、受領書等を販売事業者に送付することでもよいものと考ええる。都市ガスの自由化を踏まえ、LPガスの取引に関する指針を作成するのであれば、都市ガスと同様に解釈されて然るべきであると考ええる。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>多くの事業者が液石法第14条に基づく書面(14条書面)を交付した際に、一般消費者等から14条書面を受領した旨の署名や認印等を取得していますが、一般消費者等からの、14条書面の交付を受けていない、LPガス料金の仕組みわからないとの苦情・相談や、契約解除時における消費設備の精算を巡るトラブルが後を絶たないことから、一般消費者等に対して14条書面に記載されている内容を十分に把握・理解していただくことが重要です。</p> <p>指針(案)で示した14条書面の交付時に説明を行うべき事項は、一般消費者等が負担することとなる費用に係る事項のみであり、電力・都市ガスに比べて限定的なものとなっています。また、本件は、総合資源エネルギー調査会「液化石油ガス流通ワーキンググループ」における検討の結果であり、LPガスの供給に係る費用負担を巡る一般消費者等とのトラブルを防止するために必要な措置であると考えます。</p> <p>また、一般消費者等から説明を受けた旨の署名や認印等を取得することは、液化石油ガス販売事業者のコンプライアンス意識を醸成するとともに、一般消費者等との間で説明を受けたかどうかを巡るトラブルの防止にも効果があるものと考えています。これにより、後日、一般消費者等との間で、LPガスの供給に係る費用負担を巡ってトラブルが発生した場合に、液化石油ガス販売事業者は一般消費者等に対し、14条書面の交付時にその内容を説明したことを主張できるようになると考えます。</p> <p>なお、14条書面の内容の説明や説明を行った旨の署名・認印等の取得は、本指針制定後に新たに14条書面を交付するときから適用されるものです。ただし、それ本指針制定前に既に交付したものであっても、一般消費者等からの照会があった場合には、本指針に基づき適切に回答する必要があります。</p> <p>また、14条書面の受領と説明を受けた旨の署名・認印等は、必ずしも別々に取得する必要はなく、一つにまとめて取得していただくことも可能であると考えています。</p>
4-25	3. (2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明	<p>液石法第14条に定める書面を交付するときに施行規則13条第5号～9号に関する事項は説明の上、一般消費者等による署名等が付された書面をとり、確認する必要があるとされているが、法律関係通達の14条の2. に「書面は、・・・(略)販売事業者が一方向的に交付するものでよい。」としている。ガイドラインと通達の関係性はどのように解釈すべきか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>御指摘のとおり、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について」(昭和43年2月、43化第151号)の「第14条(書面の交付)関係」の2. において、液石法第14条に基づく書面(14条書面)は、契約書であることは必要なく、液化石油ガス販売事業者が一般消費者等に対して一方的に交付するものでよいとされていますが、これは、14条書面の交付義務を課すことが、一般消費者等との間で両者の署名を要する契約書を取り交わすことを義務付けているものではないことを示したものです。</p> <p>今回の指針(案)において、一般消費者等から14条書面の内容の説明を受けた旨の署名等を取得することが必要であるとしていますが、これは、一般消費者等との間で14条書面の内容について説明を行ったかどうかを巡るトラブルの発生を防止するために行うものであり、これをもって14条書面の位置付け(契約書ではなく、液化石油ガス販売事業者が一方向的に交付するもの)が変わることはありません。</p>
4-26	3. (2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明	<p>賃貸型集合住宅の入居者はLPガス事業者を自由に選択できない実態を考慮すると、入居契約に至る前に、液石法14条(液石法施行規則第13条第5～9号)に定める事項について、入居予定者が家主(もしくは不動産管理会社等)から説明を受けることが重要である。</p> <p>入居予定者が自らそれについて家主側に問い合わせない場合、入居(契約)後にLPガス販売事業者から交付される書面等で初めて料金等の詳細を知り、トラブルに至る事例が多いと思われる。</p> <p>室内配管やガス器具等の設置費用をLPガス販売事業者が負担する「無償配管」の多くが賃貸住宅のオーナーや建設会社からLPガス事業者への圧力、もしくは双方のもたれ合いによって行われていることから、入居予定者に対する一義的な説明責任はLPガス販売事業者ではなく、むしろ家主側にあることを明確にする必要がある。</p> <p>仮に、家主側の責任に言及することが液石法の範疇を超える問題であるなら、関係法令に照らして規制・指導するべきである。それを放置して、単にLPガス事業者の責任に期す限り、不透明な契約やトラブルは根絶できないと考える。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見は、現行の液石法で対応できるものではないため、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-27	3. (2) 液石法第14条に定める書面を交付するときの説明	<p>賛成する。 しかし、賃貸型集合住宅等においては、LPガスの供給に関係のない設備等の設置費用がLPガス料金の中に含まれている場合があり、また、賃貸借契約を締結して入居した後にLPガス料金が高額であることが分かったなどの苦情も発生している。賃借人たる消費者は、入居後にLPガス販売事業者等からその料金について説明を受け、不満を感じても、賃貸型集合住宅においては自分だけLPガス販売事業者を変更することはできないであろうし、戸建ての賃貸住宅においても賃借人の意向のみではLPガス販売事業者を変更できない場合が想定される。 したがって、賃貸住宅に関しては、LPガス販売契約の締結時における書面交付や説明では遅いのであり、すでに決まっているLPガス販売事業者があれば、賃貸借契約の締結前に、賃借人となる消費者が支払うこととなる費用について理解可能な程度の説明がなされる必要がある。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>いただいた御意見のとおり、賃貸型集合住宅への入居予定者が賃貸借契約を締結する前に、当該集合住宅におけるLPガス料金を知ることは重要であると考えています。 このため、国土交通省の要請により、賃貸型集合住宅への入居を仲介している不動産仲介業者は、入居予定者に当該集合住宅にLPガスを供給しているLPガス販売事業者名とその連絡先を伝えるようになったことにより、入居予定者が賃貸借契約を締結する前にLPガス販売業者にLPガス料金の照会を行うことができる環境を整備しました。またLPガス販売事業者に対しても、本指針において、集合住宅の入居者からLPガス料金の照会があった場合には適切に対応する必要があることを明示しています。</p>
4-28		<p>「1ヶ月前に一般消費者に対して、・・・」とあるが、何に対して1ヶ月前か。これから検針しようとする1ヶ月前か、検針が終わり、これから請求しようとするLPガス料金に対して1ヶ月前か、明確にすべき。</p> <p>【事業者】</p>	<p>料金改定に係る一般消費者等への事前通知は、販売価格を変更する前、すなわち変更後の販売価格が適用される前になります。 いただいた御意見を踏まえ、指針において上記を明確化するため、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部)</p> <p>(3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と締結した液化石油ガス販売契約に基づく液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前(以下略)</p>
4-29	3. (3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知	<p>料金を変更する場合には、原則として当該販売価格を変更する1か月前に通知するとあるが、値下げする場合にはタイムリーに行うことで消費者への還元が可能となることから、値下げの場合は遅くとも検針又は料金回収の時点までに通知すれば良いのではないか。 また、LPガスの輸入価格の変動に応じて、毎月のLPガス料金を変動させる料金体系(いわゆる原料調整制度)を採用している場合には、料金変更の1か月前に事前通知することができないものもあるため、例外とすべきではないのか。</p> <p>【事業者、事業者団体】</p>	<p>販売価格を引き下げの場合や、あらかじめ一般消費者等との間で毎月の販売価格を液化石油ガスの輸入価格等の変動に応じて変更する契約を締結している場合には、一般消費者等に対する販売価格の変更の通知は、変更する1か月前でなくとも一般消費者等の不利益にはならないと考えられることから、いただいた御意見を踏まえ、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部)</p> <p>(3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と締結した液化石油ガス販売契約に基づく液化石油ガスの販売価格を変更する場合には、原則として当該販売価格を変更する1か月前まで(販売価格を引き下げの場合及びあらかじめ一般消費者等との間で液化石油ガスの使用量に応じて発生する料金を液化石油ガスの輸入価格等の変動に応じて変更する旨の契約を締結し当該契約に基づいて当該料金を変更する場合には、遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで)に、一般消費者等に対して、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面を添付して通知する必要がある。</p>
4-30		<p>輸入価格と連動してガス料金に反映するため、任意に原料費調整制度に類似した制度を導入している事業者もいるが、こうした制度を取り入れている事業者は液石法施行規則13条第5号により、「液化石油ガスの料金の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明」に原料費調整制度を記載していれば、その都度の料金改定の通知は不要であるとの解釈でよいか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>御指摘のあった制度を導入している事業者は、あらかじめ一般消費者等との間で毎月の販売価格を液化石油ガスの輸入価格等の変動に応じて変更する契約を締結しているものと考えられますが、当該契約においては、将来適用される具体的な販売価格については明示されていないと考えられます。 このため、御指摘のあった制度を導入している場合であっても、当該制度にしたがって販売価格が変更されるときには、一般消費者等に対し変更後の販売価格を事前に通知することが必要です。</p>

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-31		<p>変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにして通知することとあるが、変更後の料金の後に括弧で「〇〇円の値上げ又は値下げ」と記載する方法や、変更後の料金表を表示し説明として「円高に伴う輸入価格の減額により1m3当たり約〇〇円値下げとなります」という記載でも理解できると考えられるため、このような記載も認めるべきではないか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>一般消費者等が変更後の販売価格を容易に確認することができる記載方法は、変更前の販売価格と変更後の販売価格の両方を記載する方法に限るものではないことから、いただいた御意見を踏まえ、原案を以下のとおり修正することとします。(修正箇所は下線部)</p> <p>(3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知 (略)</p> <p>なお、一般消費者等に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるよう、例えば、変更前の販売価格と変更後の販売価格の両方を記載する、変更後の販売価格を記載し変更前の販売価格と比べて「〇〇円の値上げ」又は「〇〇円の値下げ」と記載するなどした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字や周囲の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色を変更前の販売価格の文字や周囲の文字の色と異なる色にするなどして、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。</p>
4-32		<p>販売価格の変更を伝えるには、様々な方法があると思う。「料金改定の理由と1㎡当たり何円値上がりor値下がり」などの表現方法もあると思う。消費者に分かりやすくすることは必要だが、料金変更の表現を固定すべきでないと思う。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、上記(4-31)のとおり、原案を修正することとします。</p> <p>なお、指針(案)において示した料金変更通知の表現ぶりについては、上記(〇〇)の修正後の指針にもあるとおり、「例えば、～するなどして、」と、あくまでも一例を示したものです。このため、実際には、一般消費者等に変更後の料金に変更前の料金と比べてどのように変わるのかが解りやすく伝わるよう、各液化石油ガス販売事業者が工夫して表現していただければよく、指針で示した内容のとおり表現しなければならないということではありません。</p>
4-33	3. (3) 料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知	<p>料金改定をする場合、請求する前に通知する必要があると思うが、余り細かな表記指定をすると販売事業者の負担となってしまふ。そうすると料金を上げるときは、販売事業者の都合によるものなので、通知が負担であろうがなかろうが、必要に迫られ行こうと思われるが、料金を下げるときは必要に迫られるものではない。このため通知に係る負担が多いと「料金を下げない」とする事業者も出てくるのでは無いかと危惧する。料金を下げる場合は一般消費者等の苦情もないと思われるので、変更前、変更後の料金を明記する場合は、料金を値上げする場合に限定してはどうか。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>LPガス料金は、液化石油ガス販売事業者と一般消費者等との間で締結された販売契約に基づいて決定されているものと考えます。</p> <p>このため、料金を値下げする場合であっても、当該契約に基づき決定されている料金を変更することになるので、当該契約の当事者である一般消費者等に対して、変更後の料金が適用される前に、変更後の料金を事前に通知することが必要であると考えます。</p> <p>なお、LPガス料金の値下げは、LPガスの輸入価格の下落や、液化石油ガス販売事業者によるコスト削減努力等により行われるものと考えられますが、料金を値下げすることを事前に通知することは、液化石油ガス販売事業者がLPガスの料金を適時・適切に見直していることを一般消費者等に知らしめるものでもあり、意義のあるものと考えます。</p>
4-34		<p>「なお、一般消費者等に対し変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際には、変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色を変更前の文字の色と異なる色にするなどして、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する必要がある。」とあるが、文字の大きさ、表示する色についての指定にあっては、14ポイント以上でないか、7ポイントでもいいのか、色は黒と赤色での表示となるのか、いろいろなパターンが検討されると考える。</p> <p>よって、なお書き以降は不要と考える。</p> <p>【事業者団体】</p>	<p>指針(案)においては、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に識別できるよう、文字の大きさや色を変えるなどの工夫が必要であることを示していますが、具体的な文字の大きさや色の指定まではしていません。指針で示した内容を踏まえつつ、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に識別できるよう、各液化石油ガス販売事業者が工夫して対応していただくこととなります。</p>
4-35		<p>一部のLPガス業者では唐突に料金が値上げされるなどのケースがある。生活から切り離せない家庭用エネルギーであるLPガスが、業者の都合によって消費者に何の説明もなく一方的に値上げされるようなことがあってはならない。</p> <p>このため、LPガス料金の値上げなど料金改定時には、消費者のLPガス事業に対する不信感が起きないよう、消費者に改定の内容とその理由を記載した書面を事前通知することを義務づけるべき。</p> <p>【消費者団体】</p>	<p>御指摘のような状況であることを踏まえ、今回、指針において、液化石油ガス販売事業者が取り組むべき事項として、LPガス料金を改定する際には、一般消費者等に対し事前に通知する必要があることを明示することで、事業者による取組の徹底を促していきたいと考えています。</p> <p>なお、今後の液化石油ガス販売事業者による取組状況や、一般消費者等からの苦情の発生状況等を踏まえつつ、必要があれば法令に基づく義務とすることも含めて、更なる対応の必要性を検討することとしたいと考えています。</p>
4-36		<p>賛成する。</p> <p>料金の変更は、契約内容の重要な変更であり、その事前通知は有償の契約において不可欠の手続であり当たり前のことである。それにも関わらず、従前は、値上げの事前通知や改定後の料金表の交付を怠っているケースが少なからず見受けられる。</p> <p>【消費者団体】</p>	

番号	該当部分	御意見等の概要 ※【 】内は提出者	御意見等に対する考え方
4-37		<p>苦情処理には迅速に対応しているが、従業員が家族のみで顧客も100件程度の小規模店舗では、店舗そのものが苦情等の窓口で、苦情等の受付窓口を設置するような体制整備は困難である。「例えば苦情等の受付窓口を設けるなど」を削除願いたい。</p> <p>【不明】</p>	<p>御指摘のあったケースの場合には、苦情等の受付窓口を設置することは困難であると考えられるため、指針(案)においては、受付窓口の設置は「望ましい」ものとしています。</p> <p>このため、従業員数が数名程度であるなど、苦情等の受付窓口を設置することができない事情がある液化石油販売事業者においては、必ずしも受付窓口を設置していただく必要はありません。</p>
4-38	3.(4) 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理	<p>「苦情等の受付窓口を設けるなど必要な体制を整備することが望ましい。」とあるが、他の項目では「…整備する必要がある。」となっており表現をそろえる必要があるのではないか。</p> <p>【事業者団体】</p>	上記(4-37)を御確認ください。
4-39		<p>賛成する。</p> <p>LPガスの公共性や、消費者の選択の自由が実質的には必ずしも保障されていないことなどに鑑み、消費者からの苦情及び問合せに対する、LPガス販売事業者の適切かつ迅速な処理が強く求められるところである。</p> <p>【消費者団体】</p>	